

令和5年度当初予算編成方針

国内景気は、緩やかに持ち直している。先行きについては、ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、ロシアのウクライナ侵略に端を発する世界的な物価変動や米国の金融引締めによる急速な円安等を背景とした海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇による家計や企業への影響や供給面での制約等に十分注意する必要がある。

国の予算編成では、令和5年度は、「骨太の方針2022」及び「骨太の方針2021」の枠組みの下、経済・財政一体改革を着実に推進しつつ、重要な政策の選択肢を狭めることなく、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除し、予算の中身を大胆に重点化している。

地方の一般財源総額については、国の地方財政収支の仮試算によると4年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保している。しかしながら、団塊世代が75歳以上の高齢者になることによる社会保障関係費の伸びや、防災・減災、国土強靱化の推進等による公債費の増嵩など、財政需要はさらに増大する見込みであり、今後の地方財政は予断を許さない状況にある。

このように地方財政を巡る状況は厳しいが、当初予算については、来春、地方選挙が予定されているものの、県政の停滞を招くことのないよう新型コロナウイルス感染症対策や防災・減災対策、子ども・子育て支援をはじめ、先端技術等の活用による地域課題解決など社会情勢の変化にあわせた喫緊の政策課題については、必要に応じて対応する。

こうした考え方に基づき当初予算編成に当たっていく。なお、国の経済対策に対応した原油・物価高騰対策につながる事業などについては、4年度補正予算においても編成を検討する。あわせて、事務事業評価結果等を踏まえた要求基準によりスクラップ・アンド・ビルドの徹底を図ることとしており、その要領は次のとおりとする。

第一 全般的事項

令和5年度は、コロナ禍の長期化やロシアによるウクライナ侵攻に端を発した原油・物価高騰が大きな影響を及ぼす中、社会経済の再活性化を急ぎ進め、県経済を自立的な成長路線に戻していかなければならない。また、人口減少の流れを食い止めるため、引き続き、大分県版地方創生を加速させることも重要である。コロナ禍以降加速化するDXや進展著しい先端技術の活用、カーボンニュートラルへの取組など時代の流れを的確に捉え地域課題の解決や新産業の創出につなげ、ポストコロナの時代に向けて、県民が夢と希望にあふれる大分県づく

りを進めて行く必要がある。

他方、安心・活力・発展の大分県づくりを下支えする安定的な行財政基盤の構築は不可欠であり、財政規律を堅持しなければならないことから、引き続き職員一人ひとりが常在行革の精神で、行財政改革推進計画に掲げた項目にしっかりと取り組んでいくことが肝腎である。

このため、新規事業や事業費の大幅な増要求などに当たっては、限られた財源と人員の中で執行が可能かどうかや、EBPMに基づく効果の最大化に重点を置いた政策形成がなされているかを十分に吟味すること。

また、継続事業にあっても、事務事業評価や本年度の事業実施状況を踏まえたスクラップ・アンド・ビルドを徹底すること。加えて、部局横断的な政策課題は、事業効果が最大限に発現されるよう関係部局間で協議・調整を図り、施策の機能分担と体系を明確化すること。

なお、新型コロナウイルス感染症対応事業のうち交付金等を財源とするもの、及び防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策など、国が事項要求としているものについては、その動向を見ながら別途予算編成過程において調整するので柔軟に対応すること。

また、予算編成における透明性を高めるため、要求の概要や廃止事業を公表するので留意すること。

第二 歳入に関する事項

1 県税

税制改正をはじめ、経済情勢等に留意するとともに、地方財政計画を考慮のうえ、徴収率向上対策を踏まえた年間徴収見込額を算定し所要額を計上すること。

2 地方交付税

地方財政計画等を考慮するとともに、県税収入の動向に留意のうえ、年間見込額を算定し所要額を計上すること。

3 国庫支出金

国庫補助金の新設等について、関係省庁のみならず幅広く情報収集し、確保・活用可能な国庫補助金等を計上すること。

地方創生推進交付金は、可能な限り活用するよう工夫を行い、地域再生計画に位置づけられた事業について計上すること。

後進地域開発国庫負担特例法に基づく令和4年度事業に係る国庫補助の嵩上げ率は1.11であるので、事業費に充当することなく枠外財源で計上すること。

4 分担金及び負担金

市町村や受益者の負担割合の適正化を図るとともに、歳出に見合う収入見込額を計上すること。

5 使用料及び手数料

受益者負担を原則とし、収入見込額見合いの人件費を含めた歳出

規模となるよう調整したうえで計上すること。

6 財産収入

県有財産売却等推進計画に基づき、処分や貸付を進めることとするが、地価の動向等を十分勘案して計上すること。

7 基金繰入金

特定目的基金については、従来の充当事業を適宜見直し、積極的な活用を図ること。

また、今後の活用計画を精査し廃止や規模の是正を検討すること。

8 諸収入

貸付金の滞納整理強化等により償還金収入の確保を図ること。

また、受託事業を実施する場合には、人件費を含めた適正な必要額を計上すること。

9 県債

地方財政計画、地方債計画等に基づき、所要額を要求すること。

なお、臨時財政対策債等を除いた県債残高を適正に管理するとともに、交付税措置の高い有利な起債を可能な限り活用し、実質的な公債費負担の抑制を図ること。

第三 歳出に関する事項

新規事業は、県政の停滞を招くことのないよう、新型コロナウイルス感染症対策や激甚化する自然災害への対策、子ども・子育て支援をはじめ、先端技術等の活用による地域課題解決など社会情勢の変化にあわせた喫緊の課題に対応するものについて、年度当初から執行が必要な事業を要求すること。

1 政策的経費

(1) 政策予算（投資的予算を除く）

令和4年度当初予算額から事務事業評価結果反映分（C：5割、D：全額）及び事務事業の見直しに基づく是正額、2年度予算特別枠の整理分（別途指示するものを除く）、特殊要因分（シーリング対象外経費、以下同じ）を控除した後、事務事業評価反映分を踏まえた特殊要因分を加算した範囲内とする。

また、4年度当初予算において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（単独事業分）を活用した事業のうち、別途指示するものについては、今後の感染状況等を踏まえ予算編成過程で調整する。

(2) 投資的予算

① 公共事業

補助事業及び国直轄事業負担金については、継続事業を中心に4年度当初予算額（地方負担額ベース、以下同じ）の70%の範囲内で要求すること。

ただし、債務負担行為の歳出化分、市町村補助事業については

所要額とし、全体で70%の範囲内とする。

今後の国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の状況を踏まえ、別途予算編成過程において調整する。

また、災害復旧事業及び災害関連事業のうち、過年発生分は、年間所要額を要求し、現年発生分は4年度当初予算額の範囲内で要求すること。

② 一般国庫補助事業及び単独事業

緊急度の高い事業を優先し、継続事業を中心に、4年度当初予算額の範囲内で要求すること。

ただし、事業費が枠で計上されているものは、4年度当初予算額の70%の範囲内で要求すること。

2 経常的経費

管理予算については、年間所要額を十分精査して要求すること。

部局枠予算については、4年度当初予算額（一般財源等ベース）から4年度地域課題対応枠分を減算した範囲内で要求すること。

また、地方機関の提案に基づき地域における諸課題に対応する要求枠「地域課題対応枠」を引き続き設けるので、関係機関と調整のうえ積極的に要求すること。

管理予算、部局枠予算ともに、原油価格高騰等の影響を踏まえ、特に電気料や燃料費等については、単価上昇、使用量等に留意し、適切な予算額を見込むこと。また、影響額が分かるよう所要額を区分し記載すること。

3 個別経費の取扱い

(1) 補助金・負担金

効果や緊急性が低下した補助金、負担の適正化や融資など他の措置によることが可能な補助金及び少額補助金は、廃止・縮減を図ること。

また、各種団体・協会等への負担金については、加入の適否や負担額の妥当性を厳しく見直し、廃止・縮減を図ること。

なお、政策的経費で事業費が枠で計上されているものは、4年度当初予算額の50%の範囲内で要求すること。

(2) 貸付金

民間資金の動向や貸付団体の運営資金の実態等を十分考慮し、貸付枠や貸付利率、金融機関への預託比率、末端金利等を機動的に見直たうえで、旧債分は年間所要額を、新規分は4年度当初予算額の50%の範囲内で要求すること。

(3) 委託料

県民サービスの向上や効率化が図られる事務については、アウトソーシングの活用を図ること。

庁舎管理運営委託料等については、業務の仕様の見直し等により節減を図ること。

(4) 印刷経費・イベント経費

カラー印刷やコピー用紙の経費を削減するとともに、冊子、パンフレット等の簡素化・電子化によりコスト削減を図ること。

また、継続的に行われているイベントや大会、講演会等について、必要性を検証したうえで廃止、縮小すること。

(5) 県有建築物の改修

県有建築物保全工事調整会議（以下、「調整会議」）において改修対象とされた大規模施設などの予防保全工事については、設計委託等も含め総務部において一括要求すること。

また、事後保全工事については、調整会議で採択された額を総務部と調整の上要求すること。

(6) 国の交付金による基金事業

国の予算等の動向にも十分留意し要求すること。なお、事業期間が終了するものについては、原則として県費への振替は認めない。

4 債務負担行為

後年度における経費支出を義務付けるものであることから、設定にあたっては慎重を期すること。

第四 他会計に関する事項

一般会計に準じて要求すること。

第五 公社等外郭団体に関する事項

公社等外郭団体に関する指導指針等に基づき、指導監督を徹底するとともに、経営悪化が見込まれる団体については、経営改善計画を速やかに策定させ、計画の着実な実行に向けた進行管理及びフォローアップを主体的に行うこと。また、出資金の引上げなど県の財政・人的関与のあり方について抜本的に見直すこと。